様式第15号（第20条関係）
（表面）
（略）
（裏面）
農薬取締法（抜粋）
（報告及び検査）
第29条　（略）
（センターによる検査）
第30条　（略）
（国内管理人に係る報告及び検査）
第35条　（略）
第48条　次の各号のいずれかに該当する者は、６月以下の拘禁刑若しくは30万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一～五　（略）
備考　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

様式第15号（第20条関係）
（表面）
（略）
（裏面）
農薬取締法（抜粋）
（報告及び検査）
第29条　（略）
（センターによる検査）
第30条　（略）
（国内管理人に係る報告及び検査）
第35条　（略）
第48条　次の各号のいずれかに該当する者は、６月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一～五　（略）
備考　（略）

法規的告示

○農林水産省告示第千百十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和五十一年農林省令第三十六号）第三十一条の規定に基づき、昭和五十四年農林水産省告示第千六百四十二号を廃止する告示を次のように定め、公布の日から施行する。

令和八年八月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

昭和五十四年農林水産省告示第千六百四十二号を廃止する告示

昭和五十四年農林水産省告示第千六百四十二号（農林水産大臣が指定する抗菌性物質製剤を定める件）は、廃止する。

○農林水産省告示第千百十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和五十一年政令第百九十八号）第二条第二号の規定に基づき、昭和五十一年農林省告示第七百五十二号（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の規定に基づき農林水産大臣が指定する抗菌性物質製剤）の全部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年八月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令第二条第二号の農林水産大臣が指定する抗菌性物質製剤は、アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン製剤とする。

○農林水産省告示第千百十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和五十一年政令第百九十八号）第五条第二号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が指定する飼料添加物を次のように定め、公布の日から施行する。

令和八年八月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令第五条第二号の農林水産大臣が指定する飼料添加物は、アンプロリウム・エトパベート、クエン酸モランテル及びナイカルバジンとする。

その他告示

○金融庁告示第四十八号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき指定した特定社会基盤事業者の名称に変更があったので、同条第二項後段の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年八月三日

金融庁長官　伊藤　豊

一　特定社会基盤事業の種類
銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業
二　変更前の特定社会基盤事業者の名称
住信ＳＢＩネット銀行株式会社
三　変更後の特定社会基盤事業者の名称
株式会社ドコモＳＭＴＢネット銀行
四　変更年月日
令和八年八月三日

○総務省告示第二百九十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年八月三日

一　名　　称　　総務大臣　林　芳正
令和八年度モンゴル国に対する能力構築支援（ＰＫＯ（施設））派遣事業参加部隊
二　国外派遣期間　　令和八年八月三日から令和八年九月二日まで
三　派遣人数（概数）　　十一人程度
四　派遣地域　　モンゴル国

○法務省告示第六十六号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年八月三日

法務大臣　平口　洋

東京法務局所属　　柴田　真
東京法務局所属　　佐藤　基
さいたま地方法務局所属　　杉本　宏之
大阪法務局所属　　木太　伸広
福岡法務局所属　　松熊　健

○外務省告示第二百四十八号

令和八年五月十九日にティラナで、公用旅券所持者に対する査証の相互免除措置に関する口上書の交換がアルバニア共和国政府との間で行われ、同口上書にいう措置は、令和八年九月二日から実施される。

令和八年八月三日

外務大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

（在アルバニア共和国日本国大使館からアルバニア共和国欧州・外務省宛ての口上書）

（訳文）

No.038／ＥＯＪ／2026

口上書

在アルバニア共和国日本国大使館は、アルバニア共和国欧州・外務省に敬意を表するとともに、日本国政府が、公用旅券所持者に対する公用査証の要件の免除に関し、次の措置をとる用意を有することを同省に通報する光栄を有する。

1　アルバニア共和国の国民であって、アルバニア共和国欧州・外務省が発給した有効なＩＣ公用旅券を所持しアルバニア共和国政府の公用の用務の目的で日本国に入国することを希望するもの及びそのようなＩＣ旅券を所持し当該アルバニア共和国の国民の家族の構成員でその所帯に属するものは、その滞在期間のいかんを問わず、公用査証を取得することなく日本国に入国することができる。

2　(1)　アルバニア共和国欧州・外務省が発給した有効なＩＣ公用旅券を所持するアルバニア共和国の国民であって、1にいう目的以外の目的で継続して九十日を超えない期間滞在する意図をもって日本国に入国することを希望するものは、査証を取得することなく日本国に入国することができる。

(2)　(1)の査証の要件の免除は、就職し、永住し、自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する意図をもって日本国に入国することを希望するアルバニア共和国の国民には適用されない。

3　1及び2の査証の要件の免除は、日本国に入国するアルバニア共和国の国民に対し、入国、滞在、居住、出国その他の外国人の管理に関する日本国の法令に服することを免除するものではない。